

北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 要綱第5条に規定する補助金対象経費及び補助金の額は、次に掲げるとおりとし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
危険住宅除却等事業	居住する者がいる危険住宅の撤去費並びに撤去に伴い必要な動産移転費、仮住居費及び跡地整備費	1戸あたり975千円を限度とする（消費税及び地方消費税相当額を除く）
代替住宅建設等事業	所有者等が代替住宅の建設等工事をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金の利子に相当する額の費用（年利率8.5%を限度とする）	1戸あたり4,210千円（建物3,250千円、土地の取得については960千円）を限度とする

(事業の認定申請)

第4条 要綱第6条に規定する事業の認定申請において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 危険住宅の位置図
- 二 危険住宅の平面図及び配置図（危険住宅が土砂災害特別警戒区域、土災害特別警戒区域指定見込み区域、災害危険区域、がけ条例適用区域のいずれかの区域内であることが分かる図を含む。）
- 三 県又は市が行った移転勧告、是正勧告、避難指示等の書面（危険住宅の該当要件の場合に限る。）
- 四 危険住宅の建築時期、面積、階数、構造、用途（住宅であること）が確認できる書類
- 五 危険住宅の写真
- 六 危険住宅の所有者等を明らかにする書類
- 七 危険住宅に入居する者を確認できる書類
- 八 代替住宅の位置図（代替住宅が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定見込み区域、災害危険区域、がけ条例適用区域のいずれの区域外であることが分かる図を含む。）
- 九 代替住宅の平面図又は現況写真
- 十 代替住宅の存する土地の面積が確認できる書類（代替住宅建設等事業による土地の取得等を伴う場合に限る。）
- 十一 跡地の管理に関する誓約書（様式第21号）等
- 十二 誓約書（様式第23号）
- 十三 交付申請同意書（様式第22号。事業の認定申請を行う者が、所有者又は相続人の同意を得て補助事業対象事業を行う場合に限る。）

- 十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に適合していることが確認できる書類（代替住宅の建設を行う場合のみ）
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定事業の変更）

第5条 要綱第8条第1項に規定する事業認定変更申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 前条に規定する書類のうち変更となるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の申請）

第6条 要綱第9条第1項に規定する補助金の交付申請において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、危険住宅除却等事業に係る申請のみを行う場合には、第七号並びに第八号に掲げる書類、代替住宅建設等事業に係る申請のみを行う場合には、第五号並びに第六号に掲げる書類の添付を要しない。

- 一 事業認定（変更）通知書の写し
- 二 納税証明書（申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）の写し
- 三 補助金交付申請者（法人）代表者・役員リスト（様式第17号、ただし補助金交付申請者が法人の場合に限る）
- 四 施工業者等代表者・役員リスト（様式第18号）
- 五 危険住宅の除却等に係る見積書等の写し
- 六 借家人がいる場合は、その者の同意書
- 七 代替住宅の建設等工事に係る見積書等の写し
- 八 借入予定の金融機関等により、建物・土地の費目ごとに作成された利息計算書等（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が確認できるもの）
- 九 補助対象経費内訳書（様式第19号）
- 十 事業費財源表（様式第24号）
- 十一 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助対象事業の変更）

第7条 要綱第11条第1項に規定する補助金交付変更申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 前条に規定する書類のうち変更となるもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第11条第1項に規定する軽微なものとは、事業内容の変更を伴わないもので、補助金の額に変更を生じないものとする。
- 3 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに軽微な変更届（様式第20号）を市長に届出なければならない。

（完了実績報告）

第8条 要綱第12条に規定する完了実績報告において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、危険住宅除却等事業に係る申請のみを行う場合には、第六号から第十号に掲げる書類、代替住宅建設等事業に係る申請のみを行う場合は、第二号から第四号に掲げる書類の添付を要しない。

- 一 補助金交付決定通知書の写し
- 二 危険住宅跡地の写真（除却前、解体状況、除却後）

- 三 危険住宅の除却工事の契約を明らかにする契約書や注文書等の写し
- 四 危険住宅の除却工事に係る費用を施工業者等へ支払ったことを証する領収書等の写し
- 五 代替住宅への移転が完了したことがわかる資料（住民票、字図、土地建物謄本等）
- 六 代替住宅の建設等工事の契約を明らかにする契約書や注文書等の写し
- 七 代替住宅の建設等工事に係る費用が施工業者等へ支払われたことを証する領収書等の写し
- 八 金融機関等との融資に係る契約書等の写し（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が建物・土地の費目ごとに確認できるもの）
- 九 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
- 十 代替住宅の写真
- 十一 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9条 要綱第14条第1項に規定する補助金交付請求書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 補助金額確定通知書の写し
- 二 北九州市会計関係帳票規則に定める請求書兼領収書の様式
- 三 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（代理受領）

- 第10条 補助金交付申請者は、危険住宅除却等事業の補助金の請求及び受領を施工業者等に委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領予定届（以下、「予定届」という。）により、市長に届け出なければならない。
- 2 補助金交付申請者は、代理受領の中止を行うときは、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領中止届により、市長に届け出なければならない。
 - 3 補助金交付申請者は、別に定める代理受領に係る委任状（以下、「代理受領委任状」という。）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を施工業者等に委任することができる。
 - 4 代理受領委任状により補助金交付申請者の委任を受けた施工業者等（以下、「代理受領者」という。）は、別に定める代理受領に係る補助金交付請求書（以下、「代理受領補助金交付請求書」という。）により、市長に補助金の交付を請求することができる。
 - 5 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 実施した事業に係る補助金交付決定者宛ての請求書
 - (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
 - 6 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

（利用の取消し）

第11条 市長は、補助金交付申請者又は代理受領者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- 一 補助金の交付決定を取り消した場合
- 二 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- 三 法令又はこの要綱に違反した場合
- 四 その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

（規定の準用）

第12条 予定届の提出があった場合、代理受領に関して、要綱第14条、要綱第15条、要綱第18条及び要綱第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助金交付決定者」とあるのは、「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書」と読み替える。

(様式)

第13条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第6条	事業認定申請書	様式第1号
第7条	事業認定通知書	様式第2号
第8条第1項	事業認定変更申請書	様式第3号
第8条第2項	事業認定変更通知書	様式第4号
第9条第1項	補助金交付申請書	様式第5号
第10条第1項	補助金交付決定通知書	様式第6号
第10条第3項	補助金不交付決定通知書	様式第7号
第11条第1項	補助金交付変更申請書	様式第8号
第11条第2項	補助金交付変更通知書	様式第9号
第12条第1項	完了実績報告書	様式第10号
第13条	補助金額確定通知書	様式第11号
第14条第1項	補助金交付請求書	様式第12号
第15条第4項	補助金交付決定取消通知書	様式第13号
第16条第1項	補助金交付申請取下げ届	様式第14号
第17条第2項	補助事業申請等事務代行届	様式第15号
第18条第1項	補助金返還命令書	様式第16号
第2条	市内事業者と請負契約等ができない理由書	様式第29号

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 領	名 称	別 記 様 式
第6条	補助金交付申請者（法人）代表者・役員リスト	様式第17号
第6条	施工業者等代表者・役員リスト	様式第18号
第6条	補助対象経費内訳書	様式第19号
第7条第3項	軽微な変更届	様式第20号
第4条第1項	跡地の管理に関する誓約書	様式第21号
第4条第2項	補助金交付申請同意書	様式第22号
第4条第3項	紛争等が生じた場合の誓約書	様式第23号
第6条	事業費財源表	様式第24号
第10条第1項	代理受領予定届	様式第25号
第10条第2項	代理受領中止届	様式第26号
第10条第3項	代理受領委任状	様式第27号
第10条第4項	代理受領補助金交付請求書	様式第28号

附 則

1 この要領は、平成26年3月1日から実施する。

附 則（平成29年4月1日改正）

1 この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年4月16日改正）

1 この改正は、平成30年4月16日から実施する。

附 則(令和元年5月7日改正)

1 この改正は、令和元年5月7日から実施する。

附 則(令和元年10月9日改正)

1 この改正は、令和元年10月9日から実施する。

附 則(令和2年5月20日改正)

1 この改正は、令和2年5月20日から実施する。

附 則(令和元年5月7日改正)

1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和5年4月1日改正)

1 この改正は、令和5年4月1日から実施する。